

第6回山口地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

- 1 日時 令和4年11月16日（水）午後2時
- 2 場所 山口地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）
石田晋作、倉地真寿美、嶋田美和子、田畑元久、野村雅之、柳谷統子、山口格之、吉村計広、和田裕己
 - (2) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）
浦川稔、大谷栄治、倉地真寿美、佐藤真澄、志賀淳二、橘康彦、鳥飼晃嗣、中本優子、藤村亮平
 - (3) 説明者
古川民事首席書記官、植野裁判官、平野裁判官、三宅裁判官、室総務課課長補佐
 - (4) オブザーバー
 - ア 山口地方裁判所
宇野事務局長、兒玉刑事首席書記官
 - イ 山口家庭裁判所
中垣事務局長、佐藤首席調査官、平林首席書記官
- 4 議事の概要
 - (1) 新任委員の自己紹介
 - (2) 山口地方裁判所委員会委員長の互選
倉地委員が委員長に選任された。
 - (3) 山口家庭裁判所委員会委員長の互選
倉地委員が委員長に選任された。
 - (4) 報告「第5回山口地方・家庭裁判所委員会（合同開催）（議題：調停制度

に関する広報について)での意見を踏まえた取組みについて」(室総務課課長補佐)

ア ポスター等の送付

調停制度発足100周年のポスター、最高裁作成の民事調停及び家事調停のホームページにリンクするQRコード入りのチラシ及び調停制度の出張説明会の申込みを受け付けていることを記載した書面を、市町の消費生活センターや社会福祉協議会等170か所に送付した。

イ 地域の相談窓口の職員への広報

市町から支援員や相談員を対象とした家事調停の説明を受けたいとの申込みがあり、実施予定である。

ウ 調停制度発足100周年行事

(ア) 調停委員がラジオに出演し、調停は法律の知識がなくても簡単に手続ができることや調停が成立した方から感謝のお言葉をいただいたエピソードを紹介した。

(イ) 裁判所に県内の高校生を迎えて、三匹のこぶたを題材とした模擬調停や調停クイズなどを実施する広報行事を開催し、地元のサッカーチームであるレノファ山口のレノ丸くんにも調停クイズに参加していただいた。模擬調停の様子は新聞やテレビで報道していただき、山口地方・家庭裁判所のホームページにも実施内容を掲載している。

(5) 議題「裁判所のデジタル化について」

ア 古川民事首席書記官による基調説明

イ 植野裁判官、平野裁判官、三宅裁判官による民事訴訟におけるウェブ会議のデモンストレーション

ウ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(6) 次回委員会の開催日及びテーマについて

ア 山口家庭裁判所委員会

開催日は令和5年2月1日（水）とし、意見交換のテーマは、「面会交流の円滑な実施に向けた取組について」とすることとした。

イ 山口地方裁判所委員会

開催日は令和5年7月頃を予定し、意見交換のテーマは、裁判所で検討することとした。

ウ 山口地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

開催日及び意見交換のテーマは、裁判所で検討し、調整することとした。

(別紙)

「裁判所のデジタル化について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長、○委員、△裁判所)

- ◎ パワーポイントによる裁判所のデジタル化についての説明及び民事裁判のウェブ会議によるデモンストレーションを御覧いただき、御質問がありましたら、受けさせていただきたいと思います。
- 基本的な確認ですが、今回の実演では、あくまでも準備手続を想定されていますけれども、法廷での口頭弁論も含めてウェブ会議になるのでしょうか。また、今回は、裁判官と弁護士役2人の3者で非常にスムーズにできていたと思いますが、当事者本人は口頭弁論となった場合に参加できるのでしょうか。さらに、裁判官から「録音・録画禁止です」という注意事項がありましたが、弁護士であれば、しっかりと守っていただけるのでしょうかけれども、本人はきちんと守るのだろうかという素朴な疑問があります。
- △ 口頭弁論もウェブ会議ができるという法改正がされましたが、まだ開始しておりません。

現状、フェーズ1は運用をしっかりと回していくという観点から、弁護士が双方受任している事件において、ウェブ会議を利用しておりますが、弁護士事務所に本人がいて、一緒に協議に加わっていただくことは可能ですし、和解の話をするときには、大いに活用しております。当然、利便性の向上という意味では、将来、本人訴訟でも使っていくことは考えられると思っています。そのときに、録音・録画の問題、もっと言えば、なりすましであるとか、弁護士ではない人が隣にいて、アドバイスをするけれども画面上は見えないという問題は、立法の段階でもかなり議論のあったところでした。そこをどう担保していくかという点では、裁判所は従前から三者通話の電話会議を用いた手続を経験しておりますので、そのときの対応が参考になるとと思います。例えば、最初の期日は来ていただくですとか、あるいは最寄りの裁判所に来ていただいて、本人確認や裁判所職員が先ほどのル

ールを直接確認することを経て、大丈夫だと思うようになったら、個人で対応していただいたり、場合によっては本人のご自宅と電話をつないで手続を行うというように段階を踏んだ対応をして参りました。恐らくウェブ会議の利用においても同じように、その方のニーズと裁判所のルールを守ってくださる方なのかどうかをしっかりと見極めつつやっていくことになるのではないかと考えております。

◎ 口頭弁論で本人が参加するかどうかについて、裁判所側の委員から何かありますか。

○ 将来的には、口頭弁論で本人もウェブ会議の活用が可能になりますが、今のところは運用として、代理人が受任している事件に限って利用しているところです。そうなった場合に、録音や録画の禁止について御理解をいただけるのかについては、裁判所としても、何らかの措置を順次、講じていくべきかなと考えています。

ただ、口頭弁論の場合は、公開されていることが前提なので、誰かが聞いていることが当然の前提になったとしても不思議ではないかなという面はありますが、それをどこかに配信するとなると話が膨らんでくるので、そのような観点からも今後、順次措置がされるのだろうと考えています。

◎ それでは、ここで本日の協議事項について説明をさせていただきます。意見交換事項は、皆様のそれぞれの職場におけるITツールの活用例、それからウェブ会議で認識を共通化するための工夫例についてです。民間が進んでいらっしゃることは明らかな分野だと思いますので、皆様それぞれの現状を教えてください、そこでなされている工夫例も御教示いただけると大変ありがたいと思います。

○ 私共の団体は、中小企業で組織する組合員の運営支援を行っております。会議や委員会、セミナー等のたくさんの行事をしますけれども、やはりコロナ禍でなかなか集まることができないという実情がございます。ただ、山口県は広いため、県の中央で会議やセミナーを開催すると、東や西の方がなかなか出席しにくいという事情がありましたが、コロナ禍によりリモートワークやオンラインが非常に浸透しまして、極端な話、今ではリアルで開催するよりもオンラインで参加され

て聴講人数が増えることもあります。このときにネット環境が非常に大事で、つないでもすぐに落ちてしまうのですとか、後はセキュリティの関係で、個人情報を取扱うときに、その情報がどこかに流出することが非常に危惧されますので、できるだけ事前に、「このような環境のパソコンでお願いします」とお願いし、ネット環境を統一することが増えました。基本的にはアナウンスが非常に大事で、ほとんどがオンラインとリアルハイブリッドであり、リアルでは少人数でやることとオンラインでいつでもお時間がある方はお願いしますということが増えてきました。

今回、裁判所でもオンラインの手続が進むと移動が必要なくなるため、やりやすい環境になると思いました。移動がなくなるということは非常に大きいことで、私共も東京でセミナーがあるときは、やはり旅費や日数がかかり、限られた人と日程でしか行けないのですけれども、オンラインとなると、本来は一人行くのに五、六万かかるところが10人見ても旅費が不要で非常に参加しやすくなります。裁判所がオンラインで手続をやるにしても、裁判所のホームページに「オンライン手続ができるようになりました」と掲載しても、恐らく一般の方々が実際に裁判所のホームページから書式に打ち込んで、送信するというのではなく、困り事があつたら、最寄りの弁護士に御相談されることが多いですから、弁護士の方々が「オンラインでの手続もできますよ」というPRをしっかりといただくと、オンラインでの手続は必要性が高いので、非常に広がるのではないかと印象を持ちました。

- 当団体では、昨年まではコロナ禍の影響で相談員や市町の研修等について、中止にすることが多かったのですが、今年は先ほど言われたようなハイブリッド形式で、実際に来られる方とオンラインで受けられる方の両方が参加できるように変えたところ、拘束時間も研修の期間だけで済むということで、参加者が非常に多くなったということがございます。

また、当団体では、今年エシカル消費のクイズキャンペーンをウェブサイト

実施しました。800人以上の方に回答をいただいたのですが、消費者の声として、やはり紙で申し込みたいという人が何人かいらっしゃいました。デジタル化に対応できる方と、まだまだ対応できない方、両方に対応できるようにやっていけないといけないのかなと日々感じておりますので、裁判所も両方の対応が必要なのかなと思います。

- 私の所属する大学は、長らくT e a m s を利用しています。まず一点、個人的に気になりましたのが、先ほど、I T化を進めることが望ましいという説明がありました。望ましいのか、それを原則にすることとは大きく違うのかなと思っております。選べるということが大切だと感じました。実際に大学でも、ここ一、二年、かなりT e a m s で授業をしているのですが、やはり構えてしまうと言いますか、本音が話せないところもあります。会議や授業でもオンラインに慣れてくるのですが、関係性ができてからのオンラインではなく、ゼロの段階でオンラインでスタートすると、なかなか関係性が築けず本音が話せないところがあり、その辺りが難しいなと感じています。

また、録画・録音についてですが、どこまで相手を信頼するかというところで、私たちもオンラインの授業で気にしているのが、例えばT e a m s の機能では録画されていないとしても、タブレットの画面コピーで録画されているかもしれないし、もしかしたら後ろで録画されているかもしれないということで、常に今の発言がそのまま撮られているのではないかと意識してしまうので、信頼関係も大切なのかなと思っています。

- 当団体は、中小企業や小規模事業者が抱えていらっしゃる経営課題の解決のための経営戦略の手段としてデジタル技術を活用して、いわゆるD X支援を特に力を入れて、ここ数年行っております。当団体自体もD Xの推進をしていこうということで、何年も前から少しずつ取組を始めておりました。たまたまコロナが二、三年前から流行しまして、職員も意識をもって導入していたシステムを活用しなければならぬ状況になりましたので、大分慣れてきたという状況です。当職場

では、G o o g l e社が提供されているG o o g l e W o r k s p a c eというシステムを使っております。職員全員がアカウントを持っておりまして、Gメール、カレンダー、チャット、ビデオ会議等の様々なことが全員で共有できるものになっております。一つの資料を見ながら、全員で巡回先を選ぶということも多々あるのですが、今までは紙を回して、早い者勝ちということもありましたが、今は全員に一斉にメールを送信しまして、一斉にみんながファイルを開いて入力ができるようになりまして、誰か一人が触っていたら、そのファイルは触れなくなるということもなくなりました。

また、色々な案内文に関しましても、ファックスでやりたい方もいらっしゃいますし、ぜひウェブでやってほしいという方もいらっしゃいますので、今はQRコード付きの回答フォームもつくって、どちらでも回答していただけるようなことも推進しております。

さらに、当団体はセミナーや研修をやることが多く、有料版のZ o o mと契約をしまして、100人までであれば、当団体がホスト側になって、セミナーをすることができるようにしております。このシステムはアンケートを簡単に作れるようになっておりまして、以前は紙で「このセミナーの感想を書いてお帰りください」ということがよくありましたが、それもQRコードを準備しまして、お手元のスマホやご自宅でパソコンを使って回答していただくという形にしますと、職員がわざわざ手打ちで入力することも集計することもなく、すぐにボタン一つで集計ができますので、非常に業務の効率化ができるようになったと思います。

最後に、自宅待機が必要な職員に関しましても、いつでもリモートワークができる体制を整えており、職場内も管内の企業の方々も御支援ができるように職員が意識を持って取り組んでいるという状況です。

- 私は、社会福祉士と介護支援専門員の団体に属しています。オンラインは日常的に使っており、東京に行かなくても会議に出られますので、かなり便利になりました。先ほどIT化の加速という話がありましたけれども、選択ができるとい

うのが重要だと認識しております。

私が働いている障害者支援施設は、Wi-Fiやパスワードを認識できない方が多く、コロナ禍で施設での面会ができなかったため、オンライン面会をしたのですが、タブレットの中に自分の御両親が写っていることが理解できず、「なぜ来ないんだ」と認識してしまうので、リアルにお越しできることが一番かなと思っています。ただアクセスしやすい方は、スマートフォンでLINEやZoomで病室から面会されるということもでき、かなり有用だったのかなと思っていますので、ITのみにするのではなく、アナログなところも残していただければいいのではないかと考えています。

- 当自治体は、ウェブ会議を日常的な会議や研修に活用しています。コロナ禍が、一つのきっかけにはなったと思いますが、元々ウェブ会議も実践しておりました。ただ最近は、みんなが集まる機会が多くなったと思います。集まることによって、その行間が読める場になっているということは十分に分かっているので、画面と対面とでは少し違う印象を受けるということはあるのではないかと考えています。そのような意味では、裁判所の争点整理の際の行間の読み方といったところはどうかかなと少し感じた次第です。

現在、当自治体も市民の皆様の利便性の向上につながるようという大前提の基でデジタル技術を活用しています。将来的には、時間や場所に捉われずにインターネットで多くの手続きができ、必要な情報が必要なときに送られてくるという仕組みの構築や技術推進の取組を進めていこうとしております。代表的なものでは、当自治体はLINEの公式アカウントを持っておりまして、様々なサービスや情報を得られるので、ぜひ御利用いただきたいと考えております。例えば、皆さんが車で走るときに、たまに道路に穴があいていることがあります。以前は通報していただいて、地図で場所を突合して、それから現地に行っていたのですが、今はLINEで写真を撮って、送信していただければ位置情報が分かるので、業務の効率化になります。

また、デジタル化を進めるに当たり、多くの皆さんに使っていただきたいのですが、不慣れな方へのケアも当然必要になってくるので、各地域交流センターではスマートフォンの講座を実施し、できるだけそのようなツールに慣れていただく取組を進めています。市内の携帯ショップでも取り組んでいただいておりますので、ぜひ御利用いただきたいと思います。

なかなかより良い裁判のためのITツールという形ですと、素人なので何とも言いようがないのですけれども、しっかり御活用いただいているなという印象を受けましたし、分かりやすいなと認識をしたところでございます。

- 私共の団体は相談窓口であり、電話や実際に来ていただいたり、支援のために出向くこともあります。私共が直接してはおりませんが、県や国が事業として委託して、SNSやメールで子育てやDV等の様々な悩み事の相談を受けるといったものがあります。それを受託して取り組んでいらっしゃる方のお話では、若い方が悩みを相談する入り口としては、チャットやLINEはとてもいいけれども、それをいかにして具体的な支援につなぐのかが結構難しいとおっしゃっていました。支援機関はたくさんありますので、入口はSNSですけれども、そこから本人が自ら電話をして、来ていただいて、いかに具体的な支援につなげるかというところがとても大事で、ITだけでは本当の具体的な課題解決につながらないところがあり、ITだけではなく、両方が要ということを強く感じています。
- 当団体でもTeamsを使っておりまして、先ほどの画面をなじみ深い画面だなどと思って見ていたところでした。特にウェブ会議については、部内での報告会や説明会、研修も基本的には全部ウェブ会議になっています。そうすると逆にあまりよくないのが、そのような会議が増えてしまい、本当はクリエイティブな作業やジャーナリスティックなことをやらないといけないのに、会議を録画したものを聞くことで手一杯になるところが若干生まれてきているなと思い、あまりみんながみんな参加しやすいから、どんどん参加してくださいという会議ばかりにしないようにするべきではないかと思っています。

また、T e a m s をテレビ業界のインタビューでも使っており、初めはとても違和感がありましたが、皆さんも慣れてきて違和感なくカメラ目線でこっちに話しかけているような画面を見られたことがあるかと思います。これにも良し悪しがあり、どんなにお忙しい先生でも少しの時間があれば、すぐにアポイントをとって聞くことができるのですけれども、実際に会ってインタビューをして、それを脇からテレビカメラで撮って、じっくりしっかり聞いて放送するとインタビュー中の手の動きや表情といったものも追えるとなると、裁判も恐らく、この先そのような話が出てくるのかもしれませんが、いわゆる言葉になっていない雰囲気やしぐさという部分も捉えないといけないものがきっと出て来ると思うので、それをどう担保していくかというのも大事になるかと思います。そのような意味では、皆さんもおっしゃられたとおり、デジタルだけになるというのは、恐らく難しいなと思っております。I T化となりますと、皆さんパソコンを持っていることが前提のようなお話ですが、そうはなり切らないのかなと思いますので、パソコンを持っていなくても、しっかりと裁判所として対応してくれるような態勢だけは残しながら、活用するところは活用していくという形になるのかなと思って、先ほどのお話を聞いておりました。更にいうと、将来、パソコンを持たずに、みんな携帯だけになるのではないかという感じがあるので、携帯だけで作業できる形に進化していく方がいいのではないかと思います。

- 当社も、以前は、毎月の社内会議に県内各所から幹部が集まっておりましたが、コロナ禍になってからはT e a m s でやっております。山口県は広いので、本社がある下関に周南から行くとするとは結構な時間と金額がかかっていたのですけれども、それがパソコン越しに見られるというのは、非常に便利だなと感じております。ただ一方で、自分に当てられると発言するのですが、当たらない場合は黙っておくことがあり、本音をなかなか言えないところもあります。それまでのリアルな会議では隣に人がいて、その人と話したことがきっかけでいいアイデアが生まれたりすることがあったのですけれども、それがウェブ会議は皆無だと感じ

ています。便利な反面、そのようなところがあるので、どうかなと今考えているところ です。

一方、会議ではどうしても機密情報を持ち寄って話し合うのですけれども、果たしてそれがどこまで守られるのかというところが非常に気になっております。特に裁判で導入する場合、個人情報 が非常に大きく関わり、一旦流出してしまうと本当に取り返しのつかないことになってしまうので、機密性をどう担保するかというところが非常に重要になってくるのではないかと思います。ペーパーレスの時代になるとどうかという問題もありますが、当社ではアナログな方式で事前に文書が郵送で送られてきて、それを基に話す形で、なるべく情報は画面上に映さないということをやっています。

また、ウェブ会議を担当している者に聞くと結構大変なところがあるということ で、例えばある人がオンラインで進行していたときに、ほかの遠隔地でパソコン障害があった場合、その方は進行を止めるわけにはいかない ので、進行とは別のテクニカルな部分の担当者が別途待機し、電話で遠隔地とやり取りができる態勢をとっておかないと、それまでの会議の流れを崩してしまうので、その辺をもう少し注意すべきではないかなと 考えています。

後は、言わずもがなの問題ですが、回線に障害が発生した場合を想定して、切替 可能な複数の回線を用意しておくですとか、パソコンにあまり負荷がかかり 過ぎると止まってしまうことがあるので、パソコンの分担も注意していると言っ ていました。繰返しにはなりますが、やはりリアルな場が大事なので、裁判で導 入するにしても、最初から最後までオンラインですとか、あるいは全ての人に対 してオンラインというのは、現実的に難しいので、そこはきちんとセーフティ ネットではないですけれども、きちんとそのような選択肢を用意しておくことが 大事だと考えております。

- 裁判のデジタル化については、日本が世界で一番遅れていたところから、短期 間に一番先頭に出るぐらいのところまで、かなり急進的な改革をしていて、少し

危ういものを感じながらやっています。立法過程では本人にもオンラインの利用を義務化する議論もあり、日弁連でそれはやり過ぎだという反対意見を出し、押しとどめたという経緯があります。弁護士強制もどうなのかというところがあり、非常に困っているところです。普段Z o o mを使って会議をすると、確かにこれは便利だけれども、まだまだ画面共有が出来たり、できなかつたりしている状態です。全く触れない弁護士もたくさんいますし、習熟が難しく、一度、二度、やったことがあります。T e a m sにつながらずに急遽電話会議に切り替えたりですとか、つながってもテレビ電話会議程度の使い方というところが実情で、先ほど実演された方々は、トップクラスだと思います。そのような実情なので、徐々にやっていかないと仕方がないのかと考えております。

また、直接主義との関係では、画面を通してでは分からない全体の反応というところも大事ですから、そのようなものもおろそかにしてはいけませんし、裁判の公開という憲法上の要請がありますので、傍聴を多数希望される事件ですとかはしっかりやっていかないといけないなと思っています。

- 検察庁も刑事手続のI T化が議論され始めているところですが、まだ現場ではほとんど把握しておらず、このようなことが想定されるというレベルの段階で専ら法務省や最高検察庁で議論されている状況です。

実際、I Tをどこまで活用しているのかといいますと、会議や研修はコロナ禍をきっかけにしてオンラインで多く行われるという形にはなってきています。ただ、コロナの流行でオンラインに切り替えるというのが基本で、原則的にはみんなが集まって実施するというので、現在行動規制がない状態ですので、多くの研修はオンラインから集まって実施する形になってきています。これは、専ら個人的な考えですが、職場でもオンラインで担当者の会議をしたときに、みんなが集まって実施するのと違い、意思疎通が図りにくく、オンラインを使って顔合わせはしているけれども、何か頼み事をするときになかなか頼みづらいという意見も出ています。

実際に政治を見ても、今、岸田首相は実際に顔を合わせて話をするのが重要という考えで外遊されていると思うのですが、個人的には、先ほどからお話が出ているように選べるという選択の余地を残しておくのが重要かなという気がしますし、対面とオンラインのどこが違うのかということ一度しっかりと整理をしないといけないのではないかと考えます。今、何となく漠然と信頼関係が構築しにくいのではないかとすとか、このような問題があるのではないかとという抽象的な話になっているのですけれども、我々が実際に職務で活用するに当たっては、何となく論ではなかなか適切ではないということもあるので、どこかの段階でしっかりと整理をする必要があるのかなと個人的に思っているところです。

- ◎ 現状と裁判所が進めていくにあたって留意すべき点につき、多くの御意見をいただけたかと思えます。本日はどうもありがとうございました。